

# 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案等の概要について (諮問及び報告) (一般健康診断の検査項目等関係)

第184回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案の概要（諮問）

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法に基づく一般健康診断について、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」において得られた結論に基づき必要な改正を行うもの

## 2. 改正の概要

- 一般健康診断の項目に係る省令の改正
  - ▶ 血清クレアチニン検査を追加※<sup>1</sup>、喀痰検査を削除※<sup>2</sup>、肝機能検査の名称変更（GOT⇒AST、GPT⇒ALT、γ-GTP⇒γ-GT）※<sup>3</sup>
    - ※<sup>1</sup> 厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でない認めるときは、省略することができることとする。
    - ※<sup>2</sup> 胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者については、速やかに医療機関への受診勧奨を行うことを健診機関等に指導予定。
    - ※<sup>3</sup> 事業者や労働者に名称変更による混乱が生じないよう、必要に応じ、健康診断個人票について、新名称と旧名称を併記しても構わない旨健診機関に周知予定。
- その他所要の改正

## 3. 公布日等

公布日 : 令和8年4月（予定）  
施行期日 : 令和9年4月1日

# 労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示案の概要（報告）

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法に基づく一般健康診断について、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」において得られた結論に基づき必要な改正を行うもの

## 2. 改正の概要

- 健診項目について、医師が必要でないと認めるときは省略することができるとする基準を示す告示の改正
  - 血清クレアチニン検査：40歳未満の労働者を省略することができる者として追加（定期健康診断及び特定業務従事者の健康診断に限る）
  - 喀痰検査：検査項目からの削除に伴い、省略告示からも削除

## 3. 告示日等

告示日：令和8年4月（予定）

適用期日：令和9年4月1日

# 参考資料



# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会報告書を踏まえた対応方針（案）

第181回安全衛生分科会資料3（抜粋）

	項目	検討会の議論等	省令での対応案	それ以外での対応案
追加検討項目	<b>眼底検査</b> ※眼底検査とは、瞳孔の奥にある眼底を眼底カメラで撮影し、眼底の血管、網膜、視神経等を調べる検査。	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑内障の業務起因性等を示すエビデンスは乏しい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発を強化することにより、眼底検査を推奨する。</li> </ul>
	<b>血清クレアチニン検査</b> ※クレアチンは、通常、尿中に排泄されるが、腎臓の機能が低下すると、血中に残留する。同検査により、腎臓の機能を評価することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存項目の尿蛋白検査では把握できないCKD（慢性腎臓病）相当の有所見者が一定程度存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査項目に追加する。</li> <li>※40歳未満の労働者については、労働者の健康状態等を勘案しながら医師が必要でないと認めるときは、省略することができることとする。</li> </ul>	
	<b>骨粗鬆症検査</b> ※骨粗鬆症検査とは、骨密度(骨の中にカルシウムがどの程度あるか)を測る検査。	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨粗鬆症の業務起因性等を示すエビデンスは乏しい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで同様、健診強化月間等で骨粗鬆症検査の周知を行う。</li> </ul>
既存項目	<b>胸部エックス線検査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、（結核高蔓延国からの入国者の増加による）結核感染への対策が必要であり、胸部エックス線検査は有用である。</li> </ul>		
	<b>心電図検査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心臓疾患のスクリーニングとしての機能を果たしている。</li> </ul>		
	<b>喀痰検査</b> ※喀痰検査（細菌検査）とは、痰を採取して、その中にどのような病的な成分が含まれているかを顕微鏡で観察し、感染症の有無や病原体を特定する検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>喀痰検査の実施率は約1%である。</li> <li>胸部エックス線検査で結核発病のおそれがあると診断されたら、速やかに医療機関の受診を促すことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査項目から削除する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸部エックス線検査の結果、結核が疑われる者には、医療機関への受診を促す。</li> </ul>
	<b>肝機能検査</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査対象の酵素の名称を、国際基準に一致させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査対象の酵素の名称を改正する。 （GOT→AST、GPT→ALT、γ-GTP→γ-GT）</li> </ul>	

# 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目

定期健康診断の健診項目は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号第44条）に基づき、以下のとおり一般定期健康診断の項目が定められている。

## 定期健康診断の健診項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 血圧の測定
- 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTPの検査）
- 血中脂質検査  
（LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査）
- 血糖検査
- 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 心電図検査

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会

## 1 目的

労働安全衛生法に基づく一般健康診断については、平成28年に、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」において各診断項目等の妥当性等について検討されたところだが、近年及び今後の労働者の健康を巡る情勢としては、急速に進む高齢化の中、職業生活が長期化してきているとともに、女性の就業率の増加に伴って、女性の健康課題への対応の重要性が一層高まっている。また、前回の検討以降、健康診断についての医学的知見が集積されてきている。

こうした中、政府の規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）では、定期健康診断について、最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、令和6年度に結論を得ることとされた。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）では、「事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加する」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」（令和5年6月16日閣議決定）では、「女性版骨太の方針2023に基づき、（中略）事業主健診の充実（中略）等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する」とされたところである。

こうした状況を踏まえて、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について、検討することとする。

## 2 検討事項

- （1）最新の医学的エビデンスに基づく現行の一般健康診断の検査項目等の妥当性について
- （2）労働者の健康課題の変化を踏まえた一般健康診断の検査項目等について
- （3）その他関連する事項について

## 3 構成員名簿

荒井 秀典	国立長寿医療研究センター理事長	立道 昌幸	東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学教授
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長（第9回～）	田中 栄	東京大学大学院医学系研究科外科学専攻 感覚・運動機能医学講座教授
及川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事	富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長（第1回～第8回）
大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長（第1回～第8回）	中野真規子	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター疫学研究部部長
大須賀 穰	東京大学大学院医学系研究科産婦人科学教授（第1回～第8回） 帝京大学臨床研究センター教授（第9回～）	星野 寛美	関東労災病院働く女性専門外来担当産婦人科医師
岡村 智教	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授	増田 将史	産業医科大学特命講師（ストレス関連疾患予防センター）
神村 裕子	公益社団法人日本医師会常任理事（第1回～第4回）	松岡かおり	公益社団法人日本医師会常任理事（第5回～）
亀澤 典子	公益社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事	宮本 俊明	日本製鉄株式会社東日本製鉄所統括産業医
清田 素弘	日本商工会議所産業政策第二部長（第9回～）	武藤 繁貴	公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会理事
鈴木 重也	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学教授
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授	吉村 典子	東京大学医学部附属病院22世紀医療研究センター 口口モ予防学講座特任教授
立石清一郎	産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター教授		

## 健診項目を検討する際の要件、着眼点

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等は、その目的が、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換などの事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどである。

また、定期健康診断等の診断項目は、当該診断項目単独、又は他の項目と併せて、義務とされている就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものであり、その上で、努力義務である保健指導においても活用するものであることが必要である。 出典：「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書（平成28年）

- **対象とする健診項目**：検討する健診項目（以下「検査」という。）で分かる健康に関連する事象（以下「健康事象」という。）は何か（対象となる健康事象について原則として無症状であること。）。
- **業務起因性又は業務増悪性**：検査で分かる健康事象又は検出可能な危険因子が業務に起因する又は業務によって増悪するか。
- **事後措置**：検査によって有所見とされた者に対して、事業者が実施できる事後措置（就業上の措置）は何か。過度に就業制限をかけることの不利益の可能性はないか。
- **検査の目的、対象、方法**：検査の目的と対象集団、検査方法、検査頻度が明確か。
- **検査の精度及び有効性、基準値**：検査の精度及び有効性、適切な基準値が示されているか。
- **健診の運用**：検査は巡回健診でも実施可能か。対象となる労働者全員に対して実施可能か。
- **検査費用**：検査の1件あたりに要する費用を事業者が許容できるか。
- **健康情報の把握**：結果を事業者が把握することになるが、事業者が把握する健康情報として許容できるか。

※ 労働安全衛生法70条の3においては、健康診断の項目等について、健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならないとしている